

# 各種医療費助成事業の受給者証は届いていますか

町では、北海道と共同で医療費の助成事業を実施していますが、この受給者証は毎年7月に更新しています。現在助成の対象になっている方に、7月下旬に送付していますが、届いていない方は役場担当までお問い合わせ願います。(各種助成事業については、下記または役場ホームページをご覧ください。)

## 乳幼児等医療費助成事業

助成の対象を中学生まで拡大しています。

( : 小学生以上の方には受給者証は交付していません。今までどおり医療機関等で支払いを済ませてから、その領収書を持参して医療費の請求をしてください)



## ひとり親家庭等医療費助成事業

父子家庭の方も、助成の対象になります。

18歳未満の児童及び養育をしている方で、ひとり親家庭の方。住民税非課税世帯の方は20歳未満の児童が対象となります。(ただし、学生等で扶養されている場合、在学証明書等が必要です)

医療機関で受給者証を提示することで、医療費の助成が受けられます。ただし、親の外来は、領収書を持参して役場に請求してください。

## 重度心身障害者医療費助成事業

障害者手帳の1～2級と3級(ただし、3級は内臓疾患に限る)療育手帳「A」判定の方などです。医療機関で受給者証を提示することで、医療費の助成が受けられます。

後期高齢者医療被保険証を交付されている(65歳以上で一定の障害のある方)住民税課税世帯の方は、1割の自己負担となりますが、後期高齢者医療保険も同じ1割の窓口負担ですので、受給者証は交付されません。

ひとり親家庭及び重度心身障害者医療助成の各受給者(中学生まで)で、住民税課税世帯の方は医療費の1割を自己負担しています。乳幼児等医療費助成と同様に、役場に領収書を持参して請求することで1割分の助成が受けられます。

小学生以上の児童で乳幼児等医療費助成を受ける方、新たに助成の対象となる方は、役場担当に申請してください。健康保険証と印鑑、障害者手帳等持参願います。

各種医療費の助成は、受診月から2年以内です。早めに申請してください。所得制限を超える方は、医療費助成の対象とならない場合があります。

## 問い合わせ先

役場保健福祉課健康医療グループ福祉医療担当 ⑥番窓口 ☎76-2151(内線229)

# お知らせ information インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

地域振興グループ ☎ 76-2151  
FAX 76-2976

## 毎月勤労統計調査特別調査について

厚生労働省では、7月31日現在で、常用労働者を1〜4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問しますので、ご協力を願います。

お問い合わせ先  
北海道総合政策部地域行政局統計課労働統計グループ  
☎ 76-2713

☎ 011-204-5146  
(直通)

## 功労者・善行者及び文化・スポーツ賞の推薦

町と教育委員会では11月3日の文化の日に、町政の発展や振興に貢献し、その推進に寄与された方や他の模範となるような行いをされた方、文化活動やスポーツ活動で顕著な功績を残された個人の方と団体の方を対象に、毎年表彰を行っています。

清掃活動や地域への奉仕活動など目立つことなく善行を長年にわたり行っている人がいましたら、町へ推薦してください。

- 表彰の種類
- 功労表彰(自治・消防・産業開発・社会福祉・教育文化)
- 善行表彰
- 文化賞、文化奨励賞
- スポーツ賞、スポーツ奨励賞
- 推薦締め切り 9月2日(金)
- 推薦先

功労と善行  
役場総務課庶務グループ  
☎ 76-2151(内線209)  
文化とスポーツ 中央公民館  
社会教育グループ  
☎ 76-2713

## むし歯ゼロのお友だちを紹介しします

6月28日実施分の3歳児健診でむし歯ゼロのお友だちを紹介しします。

- 若木 聖也くん
- 下川 さくらちゃん
- 鈴木 璃子ちゃん
- 近藤 駿伍くん

役場健康推進グループ  
☎ 76-2151(内線232)

## やめよう犬の放し飼い

最近、町内において犬の放し飼いの苦情が多くあります。飼い主は、正しい犬の飼い方を守り、他の人に迷惑をかけるないようにしましょう。



- ①犬はきちんとつないで飼いまししょう。
- ②犬の糞は持ち帰りましょう。
- ③犬の無駄吠えをさせないようにしましょう。



# 核のない平和な世界を願って



## 「非核・平和の町宣言」の決議

世界の恒久平和と豊かで安全な地域環境を守ることは、全世界の共通の願いであります。

この切なる人類の願いにもかかわらず、今なおこの地球上には大量の核兵器が蓄積され、核実験・核競争が行われ、この脅威から解放されておりません。核兵器の使用は地球を破壊し、すべての人類、すべての文明を破滅させるものであります。

世界唯一の被爆体験国である日本国民は、この過ちを再び繰り返さないために、核兵器の廃絶を世界に訴え続け、核競争に歯止めをかけなければなりません。

愛林の町を宣言している私たち津別町民は、緑豊かな自然と郷土を守り子孫に伝えるためにも、非核三原則の作らず・持たず・持ち込ませずの理念を尊重し、恒久平和の実現を願い、ここに「非核・平和の町宣言」をする。

以上、決議する。

平成10年9月25日

北海道網走郡津別町議会

今年で66回目の終戦記念日を迎えます。しかし、今なお広島・長崎の原爆の後遺症に苦しむ多くの人たちがいます。

核も戦争もない平和な世界は人類の願いですが、テロと報復戦争が繰り返されています。

津別町は、平成10年9月に左記の「非核・平和の町宣言」を行い、核兵器



平成14年に建立された「平和の碑」

の廃絶を訴えています。また、平成14年には幸町の忠魂碑跡地に「平和の碑」を建立し、恒久平和の実現を願っています。さらに、平成21年に、連帯して世界恒久平和の実現を願う「平和市長会議」に加盟しました。